

市民課窓口の混雑緩和にご協力ください

市民課窓口は、引越しシーズンの2月下旬～5月上旬は大変混雑します。また、時期にかかわらず、月曜日や祝日等の翌日は込み合い、お待たせする時間が長くなります。お急ぎでない場合は、込み合う期間・日にちを避けていただくか、時間に余裕を持ってお越しください。なお、混雑予想カレンダーを市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

▽ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カード等）※ 世帯の状況により、その他の書類等が必要になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

国民健康保険 任意継続の健康保険が満了になる方へ

任意継続中の健康保険が3月31日で満了となり、4月1日から国民健康保険に加入する方に限り、3月18日（金）から、加入の受け付けを開始します。

▽ 任意継続の健康保険証（喪失予定日が記載してあるもの）



学校施設を開放しています

南中学校テニスコート 夜間開放（前期）

南中学校のテニスコート（ハードコート1面）を一般開放します。

とき 4月1日～9月30日の午後7時～9時（金曜・土曜日を除く）

対象 市内在住・在勤の常時4人以上で活動するグループ（学生を除く）

その他 使用可能日は、調整したうえ、結果を3月25日までに代表者に連絡します。

申請書は生涯学習課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

申込 3月11日（必着）まで

作業状況により、30日（水）も停止する場合があります。

その他 リニューアルに伴い、携帯電話版サイトを廃止し、スマートフォン版サイトの運用を開始します。

問合先 生涯学習課スポーツ振興係 ☎042-383-1246

問合先 保険年金課国民健康保険係（市役所第二庁舎2階） ☎042-383-1118

小・中学校施設の一部を、市内の団体・グループに開放しています。サークル活動や会議の場としてご利用ください。

なお、学校教育活動に支障がある場合は、利用できないことがあります。

対象 市内在住・在勤の方で構成する団体・グループ等

申込方法 利用の1か月前、2日前に、直接、各学校へ。

教室・屋内運動場・校庭の開放

開放時間 午前9時～午後9時

開放場所 市立小・中学校

その他 第一小学校、東中学校、東中学校の屋内運動場にはミーティングルームがありますので、ご利用ください。

問合先 生涯学習課係 ☎042-383-1118

等に登録している場合は除きます。

問合先 庶務課施設係 ☎042-387-9871

小口事業資金融資 あっせん制度

年度末の申し込みはお早めに

市では、地元商工業の活性化支援のために、商工業者（法人・個人）が必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう、市と契約した金融機関へ融資のあっせんを行っています。

申し込みは随時受け付けていますが、年度末は信用保証機関への保証申込が集中するため、早めにお申し込みください。

問合先 経済課産業振興係 ☎042-387-9831

食品リサイクル堆肥の配布

小・中学校や家庭で使用している生ごみ減量化処理機器から生成された生ごみ乾燥物

この日は、昭和20年の東京大空襲で一夜にして10万人ともいわれる尊い命が失われた日です。東京大空襲をはじめ、戦災で亡くなった方々の

追悼と世界の恒久平和を願うため、家庭や職場などで1分間の黙とうをお願いします。

問合先 東京都生活文化局文化事業課 ☎03-53388-3141

家庭福祉員を認定

4月1日より新たに、家庭福祉員を認定します。利用をご希望の方は、直接、家庭福祉員にお申し込みください。

加藤富美子（前原町1-6-16） ☎042-316-3209

受付時間 午後7時30分～10時（月曜・火曜日を除く）

問合先 保育課保育係 ☎042-387-9846

市・都民税の申告は 市役所へ

市・都民税は、前年の所得に対して、1月1日現在お住まいの市区町村で課税されます。このため、平成28年1月2日以降に小金井市に転入した方は、以前にお住まいの市区町村へ申告することになります。

また、今後、市から転出予定の方は、必ず小金井市の市民課へ申告してください。

受付時間 月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時（相談は午前9時から）

申告書の提出は 郵送でも行えます

市・都民税 封筒の表に、赤字で「市・都民税申告書在中」と明記し、市民課へ。

所得税 封筒の表に、赤字で「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署へ。

※ 申告書の「控」が必要な方は、切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。市・都民税申告書は、控となる受領書裏面にボールペン（鉛筆は不可）で記入してください。

問合先 市・都民税課市市民課市市民係 ☎042-383-1118

市・都民税、所得税および復興特別所得税の申告は 3月15日（火）までに 3月は窓口が込み合います 申告はお早めに

作成した申告書は、プリントアウトして郵送等で税務署に提出できます。申告書等の様式もホームページからダウンロードできます。

また、税務署では申告書作成会場を開設し、申告を受け付けています。駐車場は4月下旬まで利用できませんので車の来場はご遠慮ください。

問合先 武蔵野税務署 ☎042-387-9819

所得税および復興特別所得税（以下「所得税」）の確定申告書は、申告時にお住まいの市区町村を管轄する税務署（小金井市は武蔵野税務署）に提出してください。なお、3月15日（火）までは、記入済みの所得税の確定申告書を市の市民課でもお預かりできます。

税務署では、パソコンによる申告書作成を推進しています。国税庁ホームページ（tp://www.nta.go.jp/）の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。

市・都民税の申告は 市役所へ

市・都民税は、前年の所得に対して、1月1日現在お住まいの市区町村で課税されます。このため、平成28年1月2日以降に小金井市に転入した方は、以前にお住まいの市区町村へ申告することになります。

また、今後、市から転出予定の方は、必ず小金井市の市民課へ申告してください。

受付時間 月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時（相談は午前9時から）

申告書の提出は 郵送でも行えます

市・都民税 封筒の表に、赤字で「市・都民税申告書在中」と明記し、市民課へ。

所得税 封筒の表に、赤字で「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署へ。

※ 申告書の「控」が必要な方は、切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。市・都民税申告書は、控となる受領書裏面にボールペン（鉛筆は不可）で記入してください。

問合先 市・都民税課市市民課市市民係 ☎042-383-1118

所得税 封筒の表に、赤字で「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署 ☎042-387-9819

申告書作成を推進しています。国税庁ホームページ（tp://www.nta.go.jp/）の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。

問合先 武蔵野税務署 ☎042-387-9819

所得税および復興特別所得税（以下「所得税」）の確定申告書は、申告時にお住まいの市区町村を管轄する税務署（小金井市は武蔵野税務署）に提出してください。なお、3月15日（火）までは、記入済みの所得税の確定申告書を市の市民課でもお預かりできます。

税務署では、パソコンによる申告書作成を推進しています。国税庁ホームページ（tp://www.nta.go.jp/）の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。

問合先 武蔵野税務署 ☎042-387-9819

市・都民税の申告は 市役所へ

市・都民税は、前年の所得に対して、1月1日現在お住まいの市区町村で課税されます。このため、平成28年1月2日以降に小金井市に転入した方は、以前にお住まいの市区町村へ申告することになります。

また、今後、市から転出予定の方は、必ず小金井市の市民課へ申告してください。

受付時間 月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時（相談は午前9時から）

申告書の提出は 郵送でも行えます

市・都民税 封筒の表に、赤字で「市・都民税申告書在中」と明記し、市民課へ。

所得税 封筒の表に、赤字で「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署へ。

※ 申告書の「控」が必要な方は、切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。市・都民税申告書は、控となる受領書裏面にボールペン（鉛筆は不可）で記入してください。

市・都民税の申告は 市役所へ

市・都民税は、前年の所得に対して、1月1日現在お住まいの市区町村で課税されます。このため、平成28年1月2日以降に小金井市に転入した方は、以前にお住まいの市区町村へ申告することになります。

また、今後、市から転出予定の方は、必ず小金井市の市民課へ申告してください。

受付時間 月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時（相談は午前9時から）

申告書の提出は 郵送でも行えます

市・都民税 封筒の表に、赤字で「市・都民税申告書在中」と明記し、市民課へ。

所得税 封筒の表に、赤字で「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署へ。

※ 申告書の「控」が必要な方は、切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。市・都民税申告書は、控となる受領書裏面にボールペン（鉛筆は不可）で記入してください。

高齢者等の見守りに関する協定を 民間事業者9社と締結しました

民間事業者等が日常業務の中で、高齢者等に異変を感じた際に、市や地域包括支援センター等に連絡することにより、見守りのネットワークを強化する協定について、民間事業者9社にご賛同いただき、2月17日に協定締結式を行いました。

今後も本協定を通し、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

問合先 介護福祉課高齢福祉係 ☎042-387-9843

協定参加事業者	
第一生命保険株式会社立川支社	
フランスベッド株式会社メディカル田無営業所	
アルフレッサ株式会社調布支店	
ダスキンホームインステッド三鷹ステーション	
株式会社メディカルステーション	
布亀株式会社	
生活協同組合コープみらい	
ヤマト運輸株式会社埼玉主管支店	
株式会社サカイ・ヘルスケア	



小金井市高齢者等の見守りに関する協定締結式

市・都民税は、前年の所得に対して、1月1日現在お住まいの市区町村で課税されます。このため、平成28年1月2日以降に小金井市に転入した方は、以前にお住まいの市区町村へ申告することになります。

また、今後、市から転出予定の方は、必ず小金井市の市民課へ申告してください。